奈良県広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例をここに 公布する。

令和7年2月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団条例第19号

奈良県広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の 2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定め るものとする。

(任命権者の報告)

第2条 任命権者は、毎年9月末日までに、企業長に対し、前年度における人 事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

- 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。
  - (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
  - (2) 職員の人事評価の状況
  - (3) 職員の給与の状況
  - (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
  - (5) 職員の休業に関する状況
  - (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況
  - (7) 職員の服務の状況
  - (8) 職員の退職管理の状況
  - (9) 職員の研修の状況
  - (10)職員の福祉及び利益の保護の状況
  - (11) その他企業長が必要と認める事項

(公平委員会の報告)

第4条 公平委員会は、毎年9月末日までに、企業長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公表)

第5条 企業長は、第2条及び前条の規定による報告を受けたときは、毎年1

- 2月末日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の規定による報告を次に掲げる方法により公表しなければならない。
- (1) 奈良県広域水道企業団の公報に登載する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法 (委任)
- 第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。